

平成22年度第7回庁議 会議録

[日 時] 平成22年10月1日(金) 午前9時～午前9時50分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

※議会事務局は議事課長代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 平成23年度予算編成方針(案)について (企画部)

(2) 定員管理計画について (総務部)

3 連絡事項

(1) 改正省エネ法に対する取組みについて (環境部)

(2) 第17回愛媛県知事選挙について (選挙管理委員会事務局)

1 市長あいさつ

今日から10月ということですが、非常に暑い夏で体調等の管理が非常に大変だったと思いますが、後半ですので、また気を引き締めて仕事にあたってもらいたいと思います。平成22年度については、先程も申し上げたとおり下半期ということで、本日の議題にもあるように来年度の予算編成を行う時期になっております。

地方財政の状況は、財源不足が過去最高に達し、借入金残高は急増している状況であります。景気の後退もありまして、地方税収入等の減少も見込まれるということで、これまで以上に厳しさを増すものと思っております。引き続き、歳入準拠、身の丈にあった堅実な財政運営を行っていかねばなりません。

来年度は、第五次長期総合計画の開始年度でありますから、第四次長期総合計画の実施事業の総括、懸案事項やマニフェスト項目などの整理を行い、遺漏のない予算対応をお願いしたいと思います。

9月議会も終了いたしまして、皆さんご苦労様でした。予算につきましては、総合文化施設の設計予算が減額修正ということで、提案者としては、残念な結果ではあります。しかし、駅周辺整備のなかで、総合文化施設を今考えているようなコンセプトで建設をしていくということでは、議会また市民の皆さんにも説明をしてきて、そちらの方のコンセンサスは得られておりますので、12

月に再度予算を提案して、計画どおり実現をしていくということについては、前進はできたと思っております。そちらの方ももう一度12月に向けて対応をしてみたいです。

2 議 事

(1) 平成23年度予算編成方針(案)について (企画部)

市長 議事に入る。企画部長から「平成23年度予算編成方針(案)」について説明をお願いする。

<企画部長>

平成23年度予算編成方針(案) 沿って説明する。

まず、国家財政の状況であるが、景気の先行きについては、雇用情勢に厳しさが残り、急激な円高など、景気を下押しするリスクが存在することに留意が必要であり、財政面では平成22年度末の公債発行残高が約637兆円となり、地方債などを合わせた国と地方の長期債務残高は、今年度末には862兆円に達する見込みで、さらに拡大し続ける状況となっている。このような中、国の平成23年度一般会計概算要求総額は、成長戦略のための特別枠要望3兆円を合わせ、過去最大の96兆円台に達しており、今後、年末に向けて、歳出抑制が図られる見通しとなっている。また、「新成長戦略」を実行することで、経済成長による税収増で、「強い財政」を実現し、平成32年度までの平均で名目3%、実質2%を上回る成長を目標としていくこととしている。

次に地方財政の状況である。平成22年度の地方財政は、景気低迷に伴う地方税収や国税の落ち込みにより、財源不足が過去最高の約18兆円となり、借入金残高は、平成22年度末には200兆円と、平成3年度から130兆円増の見込みとなるため、安全かつ良質な公共サービスが、適正に実施できるよう、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要がある。

次に、本市財政の状況については、平成21年度決算における地方債残高は、一般会計と特別会計の合計で前年度より18億8,511万8千円減少し、地方財政健全化法に基づく財政指標は健全性を確保している。しかし、平成21年度においては、市債残高の抑制に重点を置いたことなどにより、一般会計の実質単年度収支は、2年連続の赤字となり、財政運営上留意を要する状況である。また、今後は、市税等、自主財源の減少が懸念される中、ものづくり人材育成施設建設や駅周辺整備などの公共工事による歳出の増大が見込まれ、平成23年度から始まる第五次長期総合計画を着実に推進し、新たな政策課題に対応できる弾力的な財政構造を構築するためには、選択と集中による事業の重点化をさらに図ることが必要となっている。

そのような中、現時点での試算で、平成23年度当初予算編成における財源不足額は財政調整基金等の取り崩しがなければ、約3億円が見込まれており、これに見合う財源の調整と歳出の削減が必要であるため、各部局が主体的に施策・事業の再構築を図るなど、健全な財政構造へのさらなる転換を図らなければならない。そのため、引き続き、施策経費、経常経費ともに包括予算編成方式(部局枠配分予算編成方式)を実施することとし、また、施策及び経常経費を合わせた部局配分予算を超えない範囲での相互調整は可能としている。

また、平成23年度は第五次長期総合計画のスタートとなる年度であり、基本計画で定めた成果目標の達成に向け、重点的に取り組むべき施策を踏まえた予算編成をすることとし、編成に当

たっては、「行政評価システム」で得られた評価結果を効果性、効率性、有効性の視点で再検討し、検討結果が確実に反映された予算編成を行うこととしている。さらに、今年度策定中の行政改革大綱2011の目標である市民満足度の向上に重点を置いた行政経営改革に取り組み、効果・効率的な行政運営システムの確立を目指した予算編成としたいと考えている。

なお、予算編成要領、経常経費の算定基準、予算編成作業日程表は、本日、庁議で平成23年度予算編成方針（案）が決定されれば、通知を行いたいと思っている。

次に8月に第5次長期総合計画の実施計画の内示を行った後の財政計画について説明する。画面に、平成23年度から平成32年度までの一財ベースでの財政計画が出ているが、8月の内示後の見直しについては、見直しのポイントにあるように、平成22年度9月補正予算までを反映させて歳入歳出の見直しをするとともに、普通交付税についても、平成22年度算定結果を反映させている。また、平成22年度地方財政収支見通しを反映させ、臨時財政対策債、譲与税等を見直している。

その結果、10年間の財源不足額は8月の内示時点では約18億7千万円であったが、表の右端の一番下にあるように、14億5,136万8千円と、財源不足額は圧縮されている。しかし、財調・減債基金をすべて取り崩しての見込みとなっているので、このあたりの認識は持っておい

ていただきたいと思う。

続いて、10か年実施計画の編成要領について説明する。

まず、目的について、第五次新居浜市長期総合計画の実施計画については、8月に内示は行っているが、実施計画の策定に当たり、事務事業の採択・不採択の作業は行ったが、事業費等についての詳細な査定がされておらず、さらに精査を行う必要がある。また、先ほど説明したように、現時点において財源不足が生じているので、その解消を図り、長期的視点に立った健全な財政運営を図る必要があるということで、昨年同様、10か年実施計画を策定し、第5次長期総合計画の推進を図るものである。

2の策定方法については、引き続き、行政評価システムを活用し、特に、初年度から3か年は、事業費の積算基礎等精度の高いものとし、査定に当たっては、約14億6千万円の財源不足の解消を目標とする。

3の要望方法については、(1)の補助金を除く事務事業については、別紙に提示している部局の枠配分を上限として要望をお願いします。また、年度ごとの部局の枠配分は、後年度へ積み残して要望することはできるが、前倒しは認められない。なお、今年度から廃止となった公共事業に係る事務費については、起債対象事業に限り、別枠とするので、必要額の要望をお願いします。(2)の補助金については、認定補助金は、公募申請書提出時の金額の入力をお願いします。公開審査する補助金については、審査会終了後、別途入力を依頼する。(3)の事務概要等については、新規事業は、「事業分類」「事業の概要」「事務事業明細」欄に入力し、適切な「活動指標」「成果指標」の設定をお願いします。また、既存事業についても、新たな基本計画における位置付けとなるため、事業内容、指標等の見直しを行い、適宜修正を行うようお願いする。

4の部局の予算編成及び執行方針については、予算要望を行うに当たっての主な予算編成及び

執行方針を各部局で作成していただくが、平成23年度施政方針の元原稿となるので、第五次長期総合計画をもとに、本年度の施政方針を参考にして、同様な様式、語調で作成をお願いします。

次に、6の様式及び提出期限については、10か年実施計画書、予算編成及び執行方針については、10月29日までに1部提出をお願いします。提出先は、10か年実施計画書は財政課、予算編成及び執行方針は総合政策課となっている。

市長 　　ただ今の予算編成方針についての質疑、質問はあるか。

副市長 　　新居浜市の場合は、10か年計画に基づいて予算編成が行われていることは良いことだが、反面、その財政計画の枠に縛られてなかなか新しい事業がやりにくいという声も聞く。例えば新しい事業を行おうとすれば、既存の事業を崩して財源を確保しなければならない。そうすると、結局なかなか難しいので予算がつかないということになる。本来なら当初予算等では特別な枠を設けて新規事業を確保すべきところであるが、財源が厳しいなかで中々それもままならない。については、先程も説明にあったが、3年以上継続するような事業は廃止も含めて見直しをするという事で各部局でスクラップアンドビルドを徹底してもらいたいというのが一点と今回は長期総合計画との絡みで既に新規事業もかなり財政計画の中に含まれていると聞いている。長期総合計画の査定の中でこぼれた事業とかあるいは長期総合計画を要求した時点以降の状況変化等でどうしてもやりたい事業もあろうかと思うので、そういった事業については財源にこだわることなく、積極的に企財会等に提出し議論してもらいたいのでよろしくお願いします。

市長 　　予算編成方針もほぼ同じやり方でやってきている。年によっては、プロジェクトとか提案という形もあったが、基本的には同じ方針という事である。そういう中で、私自身も気をつけないといけないが、マンネリにならない様に、今部長が言ったように財政計画、財政の限界というのがある事は間違いないが、予算編成の過程の中では新規事業へのチャレンジとか提案とかそういうものは積極的に行なってもらい、最終的には何らかの判断をするようになるが、最初から前年踏襲に走り過ぎないようにお願いしたいと思う。来年度については、予算としては、今言ったものづくりの関係、駅周辺整備等、今年設計や予算を出しても来年度本格的な予算が必要になるというものも来年度についてはあるので、予算枠としては特別に設けるとするのは難しいと思う。少し後の話になりますが、国の補正予算が間違いなく組まれるであろうと思う。昨日、県の話によると、9月議会で見切り発車的に補正予算を計上すると、これくらいの補正予算枠はあるだろうという形の補正予算を組むようである。我々は、今からやると12月議会という事になるし、場合によっては12月議会が11月末に始まるが、先行して補正予算を組んで議決をするということも考えられる。常に準備をしておき、そういう補正予算とか緊急経済対策が打たれた時に事業として常に出せるものを考えておいて頂きたいと思う。それらをどれだけ有効に使うかによって相当の違いが出てくると思うので、よろしくお願いします。

他にないか。なければ以上のように決定する。

(2) 定員管理計画について

(総務部)

市長 次の議題は、定員管理計画で総務部から説明をお願いします。

総務部長 総務部からは、平成22年度から平成26年度の定員管理計画について説明する。本市においては、平成17年度からの5年間における集中改革プランの期間で、職員数49人削減の数値目標を設定して取り組んできたが、平成22年4月1日現在の職員数は903人となり、結果として62人の削減となった。

昨年度からは、集中改革プランの削減目標の目処がたったことから、従来の5か年の定員管理計画を策定したところであるが、今年度においても平成26年度までの5か年計画とした。

今回の計画の策定にあたっては、向こう5か年の事務量の推移の把握が必要であるが、現在、第五次新居浜市長期総合計画の策定作業や新居浜市行政改革大綱の見直しが行われており、新規計画に基づく新たな事業、また、新たな行政ニーズに伴う事務量の増などは見込んでいないので、今後においては、長期総合計画等と連動しながら定員管理を見直したいと考えている。

また、今年度の人事院勧告では、公務における高齢期雇用の基本的方向の中で公的年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、平成25年度からの段階的な定年延長を含めて、高齢期の多様な働き方の検討が進められており、立法措置のための意見が取りまとめられることになっている。このことは、定員管理に大きく影響する問題と考えているが、今年度の計画には計上していない。

国においては、平成26年度までの5年間に平成21年度末定員の10%以上の定員合理化を実施することとしている。地方公共団体においても、総務省自治行政局長からの通知で、今後も国の方針を踏まえて、適正な定員管理の推進に留意することとされている。本市においても、スクラップアンドビルドの徹底、指定管理者制度の導入、事務の委託などに取り組み、簡素で効率的な行政体制の整備に向けて、引き続き定員抑制に努めていただくようお願いする。

市長 定員管理計画については分かっている所だけを入れているということか。

総務部長 そうである。

市長 この定員管理計画の中の数字について質問、確認はあるか。

建設部長 建設部が減っていくのはなぜか。

総務部長 区画整理事業の事務量の減によるものである。

市長 今回は、総務部ベースの定員管理計画の素案を出したということである。また、これで、この段階で公表するのは問題があるので、逆に言うとトータルの数字は違う形で目標を作っていくといけないかもしれない。組織機構については、反映されていない。これらの事については決定事項ではなく計画の素案という事とする。特別の説明は、また確認をお願いします。あらかじめの議案については以上である。

連絡事項

(1) 改正省エネ法に対する取組みについて

(環境部)

市長 次、連絡事項に移る。改正省エネ法に対する取組みについて環境部から説明をお願いします。

環境部長 改正省エネ法に対する取組みについて説明する。改正省エネ法対応組織については、7月9日に開催した第1回新居浜市環境推進委員会で一度説明を行ったが、新居浜市のように法規制の対象となる事業所については、定期報告書、使用エネルギー削減の中長期計画書の提出、一事業者ごとにエネルギー管理統括者1名と、エネルギー企画推進者1名の選任が必要となっている。全庁的な計画推進や適正な管理運営のために、管理体制を整備する必要がある、「新居浜市エネルギー管理要綱」を定め、管理組織体制として画面に表示している「省エネ推進会」を設置することとしている。現在、新居浜市環境基本条例第20条の規定に基づき、市長を除く庁議メンバーは環境推進委員会のメンバーでもあり、この推進委員会の所掌事務の一つに省エネルギー対策等があるので、エネルギー管理統括者を副市長、エネルギー管理企画推進者を環境保全課課員とし、環境推進委員会の開催時に合わせて省エネの内容について、今後協議していきたいと思っている。

なお、事務レベルでの協議については、組織図にあるように、施設を管理している管財課から教育委員会までの各課所長をメンバーとする「省エネ検討協議会」を置き、必要に応じてコンサルタント業者も含めた勉強会等を随時開催していきたいと考えている。初回の検討協議会については、10月21日(木)を予定しているのでよろしくをお願いします。

市長 具体的には、何をするのか。

環境部長 11月までに管理要綱の策定と経済産業省へ報告書を上げなければならない。先程申した定期的な報告書とエネルギー量の報告書と中長期計画の策定をしないといけない。これらについては、すでに教育委員会も含めて四国電気保安協会に業務委託し、現在策定中である。最終的には、各課では、エコアクションプランでやっている活動量調査をまとめていただきたい。それが、エネルギーの使用状況の報告書になっていく。もう1つは、管理基準であるが、どういった管理基準によってエネルギーを抑えていくか、各施設ごとに策定していかなければいけないという事になる。今年は大きな施設、本庁や下水処理場、清掃センター等5施設は市長部局については、そういった基準を設けていくということで、委託の中には入れている。今後、それを順次、施設ごとに作っていかなくてはならない。

市長 法律は、経済産業省か。

環境部長 そうである。

市長 法律的には、民間も公共も全てやるということか。

環境部長　　そうである。原油換算値、1500キロリットル以上の事業所、事業所単位でそれ以上になれば、報告義務が出てくる。市では市長部局の本庁関係、施設関係それと教育委員会がある。

市長　　エコアクション等で市がやっている事をそのまま使えるのか。

環境部長　　使える。

副市長　　これまでもかなりやってきたが、これから基準を作るのか。

環境部長　　そうである。

教育委員会事務局長

今まではどちらかという、電気を消して1%削減などソフト的な取り組みであったが、どちらかといえば省エネ法はハード的である。ハードを改善して、1パーセントずつ削減していくということなので、財政課とも相談しないとやりづらい問題である。5パーセント削減が義務付けられている。たまたま、学校はある程度太陽光発電等のメリットがあったので、ある面そういう方向性があったが、これから削減していくとすれば、ハード面の改善が必要となってくるので、教育委員会の中だけは決定できないので、財政面の協議が必要となる。

環境部長　　今まで取り組んできたものが活かせるように、我々のところで、あまり無駄や二重にならないように、協議会と進めていくようにする。

(2) 第17回愛媛県知事選挙について (選挙管理委員会事務局)

市長　　引き続き、連絡事項として、選挙管理委員会事務局から知事選挙についてお願いする。

選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会事務局からお願いとお知らせをする。第17回愛媛県知事選挙は、11月28日の執行が有力視されている。各部局においては、選挙に伴う施設の使用、職員の選挙事務従事等に、理解と協力をいただくよう、所属職員に周知いただくようお願いする。

また、応援勤務については、11月9日(火)から11月30日(火)までお願いすることとなるので重ねて協力をお願いする。

市長　　選挙について、よろしく願います。他に何かあるか。

企画部長　　「緊急雇用対策の実施について」及び「地域雇用創造ICT絆プロジェクト」については、昨日、市長が出席した県内の市長会においての資料である。1つめの「緊急雇用対策の実施について」は、県の雇用対策室からの資料であり、県内の市町の事業一覧が掲載されており、この事業は、平成23年度まで予定されているので参考としていただきたい。10ページ、11ページについては、「地域の民間企業等の皆様の提案で雇用創出を」ということで、企画提案の募集ということであるが、これについては、詳細が10月中に各市町に県から通知があるので、これについて

も対応をお願いします。次に、「地域雇用創造ICT絆プロジェクト」については、四国総合通信局から説明があったが、具体的には、国の補正予算への対応ということになるが、記載されているICT活用の取組みということで、対象分野として、教育、福祉、医療、介護、防災、防犯等がある。詳細についてはまだわかっていないので、問い合わせ等が必要であると思うが、関係部局においては、留意をお願いしたい。

市長

昨日、市長会の中で、1点目の緊急雇用対策については、平成23年度まで継続であるし、まだその基金としてもあるので、是非活用を図ってもらいたい。県内他市の事業名をこういう形で紹介するので、また、プロジェクトについて、こういうのもあるのかという事も参考にさせていただきたいという主旨であった。民間企業の提案も以前もあったが、22年度分としては3月31日まで、23年度も引き続き行なうような設定もできるという事であった。いろいろ各市、当然自分達の市にとって必要な事というのは大前提になるが、見てもこういうのがあるのかと思えるようなこともあるので参考にさせていただきたいと思う。それと、域雇用創造ICT絆プロジェクト、これは従来、公益型のプロジェクトしかなかった。公益型というのは、新居浜市と西条市、新居浜市と四国中央市とか2市以上で行なうというのが前提で、そちらの方も実は追加募集が補正で国の方から出ている。ただ、それだけではなかなかで、愛媛県は公益型のICTの実績がゼロである。公益型でない単独の公共サービスの利用を行なうプロジェクトについても募集をするという事なので、従来計画していたような、また考えていたようなもので、対象になれば対応できるのではないかというように思うのでまた、これは関係課と話し合いをしたいと思う。これについては以上である。

あと昨日の話では、地デジの対応について気になったのは、新居浜市は、市営住宅の対応率が50%ぐらいで、23年度対応という事である。

建設部長

追加で出したが、23年度ぎりぎりになりそうである。

市長

23年度ぎりぎりだと業者が対応しきれないのではないか。23年度ではあるが、7月までである。丸1年ない。集合住宅、共聴施設のデジタル化対応状況で、23年度まで残っている市は新居浜市だけである。他の市は22年度で対応済みとなっている。個人対応というのがあるが、これはもともと市として対応しないというところがあった。集合住宅でない平屋の所は市としてしないといっていたように思う。確認しておくようお願いする。

他に連絡事項はあるか。なければ、これで終了する。